

地価税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等)

第五条 省 略

255 省 略

6 法別表第二第三号に規定する財務省令で定める土地の区域は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第十三条第一項(事業の許可)、第二十三条第一項(設置の許可)、第四十三条の三の五第一項(設置の許可)、第五十一条の二第一項(事業の許可)、第五十二条第一項(使用の許可)若しくは第六十一条の三第一項(使用の許可及び届出等)の許可、同法第四十四条第一項(事業の指定)の指定又は同法第五十七条の七第一項(核原料物質の使用に関する規制)の届出に係る土地について定められた次に掲げる周辺監視区域とする。

一 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第一条第二項第四号(定義)に規定する周辺監視区域(当該周辺監視区域に係る同項第二号に規定する管理区域を含む。)

二 八 省 略

7 省 略

8 法第十七条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該土地等が法別表第二に掲げる土地等(同表第九号に掲げる土地等を除く。)

(又は同項に規定する土地等のいずれかに該当することにつき、これらの土地等(これらの土地等の部分がこれらの規定の適用があるものであるときは、これらの土地等の部分。以下この項において同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が証明した書類でこれらの土地等の所在地及び面積の記載があるものを、これらの規定の適用を受けようとする年の課税時期に係る法第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限(その年の課税価格が基礎控除の額以下であるときは、当該申告書の提出期限に相当する日)の翌日から七年間、その者の納税地において法第三十三条の規定により備え付ける帳簿と併せて保存しなければならない。)

一 七 省 略

改正前

(課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等)

第五条 同 上

255 同 上

6 法別表第二第三号に規定する財務省令で定める土地の区域は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第十三条第一項(事業の許可)、第二十三条第一項(設置の許可)、第四十三条の三の五第一項(設置の許可)、第五十一条の二第一項(事業の許可)、第五十二条第一項(使用の許可)若しくは第六十一条の三第一項(使用の許可及び届出等)の許可、同法第四十四条第一項(事業の指定)の指定又は同法第五十七条の八第一項(核原料物質の使用の届出等)の届出に係る土地について定められた次に掲げる周辺監視区域とする。

一 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第一条第二項第三号(定義)に規定する周辺監視区域(当該周辺監視区域に係る同項第二号に規定する管理区域を含む。)

二 八 同 上

7 同 上

8 同 上

一 七 同 上

八 法別表第二第三号に掲げる土地等 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三条の三の五第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可、同法第四十四条第一項の指定又は同法第五十七条の七第一項の届出に係る原子力規制委員会

九 省 略

十 法別表第二第五号に掲げる土地等 次のイ又はロに掲げる文化財の区分に応じそれぞれイ又はロに定める者

イ 省 略

ロ 令第十七条第三項第二号に掲げる文化財 同号の規定により指定された当該文化財の存する都道府県の教育委員会（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項（所有者等への指導又は助言）に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事）

十一 〽十四 省 略

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

八 法別表第二第三号に掲げる土地等 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三条の三の五第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可、同法第四十四条第一項の指定又は同法第五十七条の八第一項の届出に係る原子力規制委員会

九 同 上

十 同 上

イ 同 上

ロ 令第十七条第三項第二号に掲げる文化財 同号の規定により指定された当該文化財の存する都道府県の教育委員会

十一 〽十四 同 上